



食品事業者総合保険のご案内

(食品事故費用利益担保特約条項付 総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))

お願い

本保険は一部特殊なリスクを補償する保険となっておりますので、のご案内状の担当部署外への回付は厳禁としていただきますようお願い申し上げます。



株式会社 英貴総合保険事務所
日本興亜損害保険株式会社

はじめに

拝啓 貴社益々ご隆昌のこととお喜び申し上げます。

平素は弊社業務につき格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の大型食中毒事故の発生や残留農薬基準(いわゆるポジティブリスト制度)の導入など、消費者の食品の安全性に対する意識の高まりから今まで以上の品質管理が求められており、貴社におかれましても、従来にまして品質管理に注力されていることと拝察いたします。しかしながら、万全と思われる品質管理の下での製造・流通過程においても、異物の混入、製品の変質、食中毒の発生要因を排除しきれないことも事実です。

万一の事故発生時には被害者に対する損害賠償金をはじめ、製品の回収費用、マスコミ等を通じた広告に要する費用等が発生し、これらの負担が貴社の経営に大きな影響を及ぼしかねません。

弊社では、かかる状況を踏まえ、食品に特有の事故を対象とする「食品事業者総合保険」をご用意しております。本保険は、食品に起因する事故に対する総合的な補償プログラムであり、損害賠償金や回収費用はもちろんのこと、在庫廃棄費用やコンサルティング費用まで幅広く補償するものです。

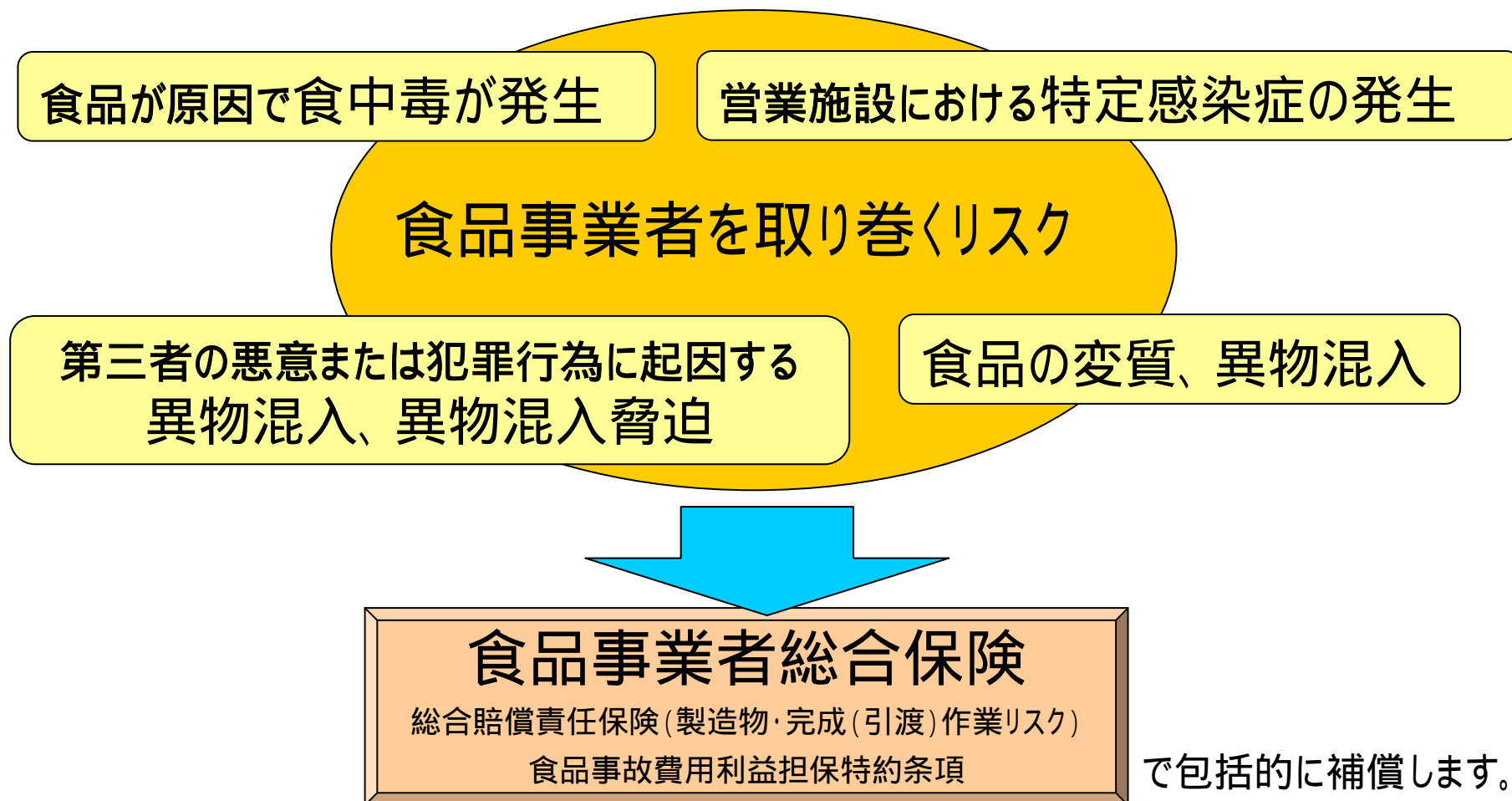
貴社におかれましては、十分な品質管理体制を敷かれていることと存じますが、万一のトラブル発生時の費用を最小限にすべく、本保険をご検討いただくと幸いです。

敬具

目次

食品事業者を取り巻くリスク	P.3
食品事業者総合保険の補償内容	P.4
保険金をお支払いする場合(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))	P.5 ~ 6
保険金をお支払いする場合(食品事故費用利益担保特約条項)	P.7
お支払いする損害の範囲(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))	P.8 ~ 10
お支払いする損害の範囲(食品事故費用利益担保特約条項)	P.11 ~ 12
被保険者の範囲	P.13
保険金のお支払い方法(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))	P.14
保険金のお支払い方法(食品事故費用利益担保特約条項)	P.15
保険期間と保険事故の関係	P.16
オプション特約(食品事故費用利益担保特約条項)	P.17
保険金をお支払いできない主な場合(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))	P.18
保険金をお支払いできない主な場合(食品事故費用利益担保特約条項)	P.19
お見積もりにあたって	P.20
最後に	P.21

食品事業者を取り巻くリスク



食品事業者総合保険の補償内容

食品(製品)を原因とする事故を1保険契約で幅広く補償します。

- PL事故発生時に損害賠償金を補償します。

(食品に起因して他人の身体障害(財物損壊)が発生し、法律上の損害賠償責任を負担することをいいます。)

**総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)
で対象となります**

被保険者(被保険者の範囲についてはP.13をご参照ください)以外の者をいいます。ただし、免責事由に該当しない限り、被保険者相互の関係は他人とみなします。なお、第三者医療費用(P.6およびP.10をご参照ください。)における他人の定義を除き、以下同様とします。

- 食品特有の次の事故(食品事故)発生時の損害を補償します。

- 第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)の身体障害(財物損壊)の発生またはおそれ
- 営業施設における特定感染症の発生
- 営業施設が特定感染症・食物中毒の原因となる病原体に汚染されることまたはそのおそれがあること
- 出荷された食品の変質・異物混入
- 第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)の悪意または犯罪行為に起因する異物混入、異物混入脅迫

食品事故費用利益担保特約で対象となります

【ご注意】日本国内で発生したPL事故、食品事故が対象となります。

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク) 保険金をお支払いする場合

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)では、次の要件をすべて満たす場合に保険金をお支払いします。(注1)

要件1	貴社の業務上の事故が発生すること。
要件2	他人の身体障害または財物損壊(注2)が発生すること。
要件3	被保険者に法律上の損害賠償責任が発生すること。(注3)
要件4	賠償責任の負担により被保険者に財産上の損害が発生すること。
要件5	保険金をお支払いできない場合(免責事項)に該当する事故や損害でないこと。

(注1) 第三者医療費用については、P.6およびP.10をご参照ください。

(注2) 身体障害または財物損壊とは？

【身体障害】人の身体の傷害または疾病、これらによる死亡です。

【財物損壊】有体物の滅失、き損または汚損です。また、これらに起因する当該有体物が使用できないことによる被害を含みます。

(注3) 結果的に賠償責任がないことが判明した場合でも、争訟費用等に対する保険金は、お支払いの対象となります。

(P.8～P.10の「保険金をお支払いする損害の範囲」をご覧ください。)

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)

保険金をお支払いする場合

「総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク(ワイドプラン)」でご契約いただいた場合は、以下の損害に対しても、保険金をお支払いします。 エコミープランではお支払いの対象とはなりません。

製造物等 自体の被害

貴社が製造・販売した製造物自体または完成・引渡した作業自体(作業に使用された材料や作業のやり直し)の被害について、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、貴社が製造・販売した製造物自体や完成・引渡した作業自体に滅失、き損または汚損が生じたことにより、他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合で、かつ、対物事故を補償するご契約の場合に限ります。

損傷のない財物の 使用不能被害

製造物・完成(引渡)作業リスクに起因する損害のうち、貴社が製造・販売した製造物や完成・引渡した作業が意図する用途に使用された後に、急激かつ偶然な事故により当該製造物自体または作業自体に滅失、き損または汚損(以下「損傷」といいます。)が生じたために、損傷が生じることなく発生した他人の財物が使用できないことによる被害に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、対物事故を補償するご契約の場合に限ります。

第三者医療費用

貴社が製造・販売した製造物や完成・引渡した作業による事故によって、他人(貴社およびその下請負人の役職員は含まれません。)がケガをした場合、損害賠償責任の有無にかかわらず貴社が治療実費または葬祭費用を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、対人事故を補償するご契約の場合に限ります。

対人見舞費用 対物臨時費用

対人事故が発生した場合の見舞金や対物事故が発生した場合に臨時に必要とする費用について、賠償責任の有無にかかわらず保険金をお支払いします。

食品事故費用利益担保特約条項 保険金をお支払いする場合

食品事故発生時¹に、必要な各種費用をお支払いします。

食品事故

被保険者の占有を離れた食品に起因して、第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)の身体障害(財物損壊)が発生するまたはそのおそれがあること
被保険者の営業施設において特定感染症²が発生すること
被保険者の営業施設が食物中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染されることまたはそのおそれがあること
被保険者の占有を離れた食品が変質³していること
被保険者の占有を離れた食品に異物⁴が混入していること
第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)の悪意または犯罪行為に起因して、食品に異物が混入することまたは異物混入脅迫⁵が行われること

対象とする損害(保険金の種類)

食品の回収(リコール)等を実施することに要する費用(回収費用)
在庫廃棄費用
喪失利益、収益減少防止費用
広告宣伝活動に要する費用(信頼回復広告費用)
事故発生時のコンサルティング費用

1. ~ の事故については、行政機関に対する届出・報告、貴社による新聞等への社告または貴社に対する行政機関による命令・措置、の事故については、警察署または行政機関への届出により客観的に明らかになった場合に限り、ます。
2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。
3. 食品の製造過程(包装過程等を含みます。)または輸送中の偶然な事由により、食品が雑菌(当該食品の成分の一部として添加される菌を除きます。)等に汚染され、または化学反応等を生じ、本来のものとは異なる著しい刺激臭・異臭または味の異常を帯びた状態をいいます。
4. 食品に本来含有されるべきではないものをいいます。
5. 食品に異物を混入するまたは異物を混入したとの内容の、被保険者に対する書面または口頭による脅迫行為等をいいます。

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク) お支払いする損害の範囲

総合賠償責任保険では、損害賠償金をはじめ、事故解決に必要なさまざまな損害について、保険金をお支払いします。

【ご注意】万一事故にあわれたら、取扱代理店または日本興亜損保まですぐにご通知ください。なお、被害者からの損害賠償請求に対して、貴社がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

損害賠償金

被害者に対して支払う損害賠償金です。賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。保険証券に記載された「担保区分」ごと、「対人対物事故区分」ごとおよび「1事故・保険期間中区分」ごとの保険金額を限度としてお支払いします。

< 製造物等自体の被害(ワイドプラン専用) > エコミープランではお支払いの対象とはなりません。
保険金額の限度内で、「製造物自体の被害」と「作業自体の被害」を合算して、保険期間を通じて、製造物・完成(引渡)作業リスク対物区分または対人対物共通区分の「1事故保険金額 × 10%」または1,000万円のいずれか低い額がお支払い限度額となります。

損害防止軽減費用

事故が発生した場合に、損害を防止または軽減するための費用(回収費用や石油拡散防止費用は除きます。)のうち日本興亜損保が必要または有益であったと認めた費用です。

お支払いする損害の範囲

協力費用

日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて貴社がこれに協力するために支出する費用です。

初期対応費用

事故が発生した場合に、初期対応のために支出する費用(事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用等)です。保険期間を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、当該費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。

争訟費用

賠償責任の解決のために支出する訴訟・仲裁・調停費用、弁護士費用等です。損害賠償金の額が保険金額を超過する場合は、争訟費用の額に「保険金額の損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。

争訟対応費用

賠償責任の解決のために支出する意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当(通常支払われるべき金額を除きます。)等です。保険期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。

お支払いする損害の範囲

対人見舞費用・対物臨時費用

ワイドプラン専用補償

エコミープランではお支払いの対象とはなりません。

対人事故が発生した場合に、損害賠償責任の有無にかかわらず、慣習として支出する見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とする費用です。下記の表の額を限度とします。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。

		被害者1名(法人の場合は1法人)について	保険期間中保険金額
対人見舞費用	死亡の場合	10万円	1,000万円
	死亡以外の場合	2万円	
対物臨時費用	---	2万円	

第三者医療費用

ワイドプラン専用補償

エコミープランではお支払いの対象とはなりません。

製品もしくは完成・引渡した作業が原因の事故により他人(記名被保険者およびその下請負人の役職員は含まれません。)に身体障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出する治療実費または葬祭費用です。被害者1名について50万円限度、保険期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、当該費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。また、第三者医療費用に対する保険金をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担した場合は、すでに支払われた第三者医療費用に対する保険金はP.8の「損害賠償金」に対する保険金に充当されます。

食品事故費用利益担保特約条項 お支払いする損害の範囲

食品事故費用利益担保特約条項で対象とする損害の種類(保険金の種類)は次のとおりです。食品事故発生時に必要となる費用を包括的に補償します。

回収費用

回収を目的として支出する社告費用、通信費用、検査費用、代替品の製造原価、代替品の輸送費用、回収した製品の廃棄費用等を補償します。事故を知り得た日から12ヶ月以内に支出した費用に限ります。

在庫廃棄費用

回収した製品と同一の製品で被保険者の占有下にある製品の廃棄費用を補償します。事故を知り得た日から12ヶ月以内に支出した費用に限ります。

喪失利益

事故の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益を補償します。事故を知り得た日から3ヶ月以内に減少した利益に限ります。

食品事故費用利益担保特約条項 お支払いする損害の範囲

収益減少防止費用

事故発生直前12ヶ月のうち、てん補期間に相当する期間の売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために支出した必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額を補償します。事故を知り得た日から3ヶ月以内に支出した費用に限ります。

信頼回復広告費用

事故によって失われた被保険者または製造物の信頼を回復させる目的をもって行う広告に要する費用を補償します。事故を知り得た日から6ヶ月以内に支出した費用に限ります。なお、当該費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。

コンサルティング費用

事故の事実などについての確認・調査または回収・広告宣伝活動の方法を策定するために第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)のコンサルタントを起用した場合の費用を補償します。事故を知り得た日から6ヶ月以内に支出した費用に限ります。なお、当該費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。

被保険者の範囲

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスクと食品事故費用利益担保特約条項の被保険者(ご契約いただいた保険の補償を受けられる方)は、次のとおりとなります。

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)

担保区分	記名被保険者 (貴社)	記名被保険者 の役員・使用人	記名被保険者 の下請負人 ^(注2)	記名被保険者 の下請負人 ^(注2) の役員・使用人
製造物・完成(引渡)作業リスク				
第三者医療費用 ^(注1)		×	×	×
対人見舞費用・対物見舞費用 ^(注1)				

食品事故費用利益担保特約条項

担保区分	記名被保険者 (貴社)	記名被保険者 の役員・使用人	記名被保険者 の下請負人 ^(注2)	記名被保険者 の下請負人 ^(注2) の役員・使用人
食品事故費用利益担保特約条項		×	×	×

(注1)ワイドプラン専用補償です。エコノミープランではお支払いの対象となりません。

(注2)貴社が他人から請け負った業務の一部または全部の完成を貴社から請け負った者をいいます。

(複数段階の請負は含みますが、単なる取引先や業務委託先は含まれません。)

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク) 保険金のお支払い方法

総合賠償責任保険では、以下の算式により計算した保険金をお支払いします。

損害賠償金および損害防止軽減費用について

お支払いする保険金

=

損害賠償金と損害防止
軽減費用の合計額

-

自己負担額¹
(免責金額)

1. ご契約時に設定いただきます。

【ご注意】ご契約いただいた保険金額を限度にお支払いします。

上記 以外の保険金(初期対応費用、争訟費用、争訟対応費用等)について

お支払いする保険金

=

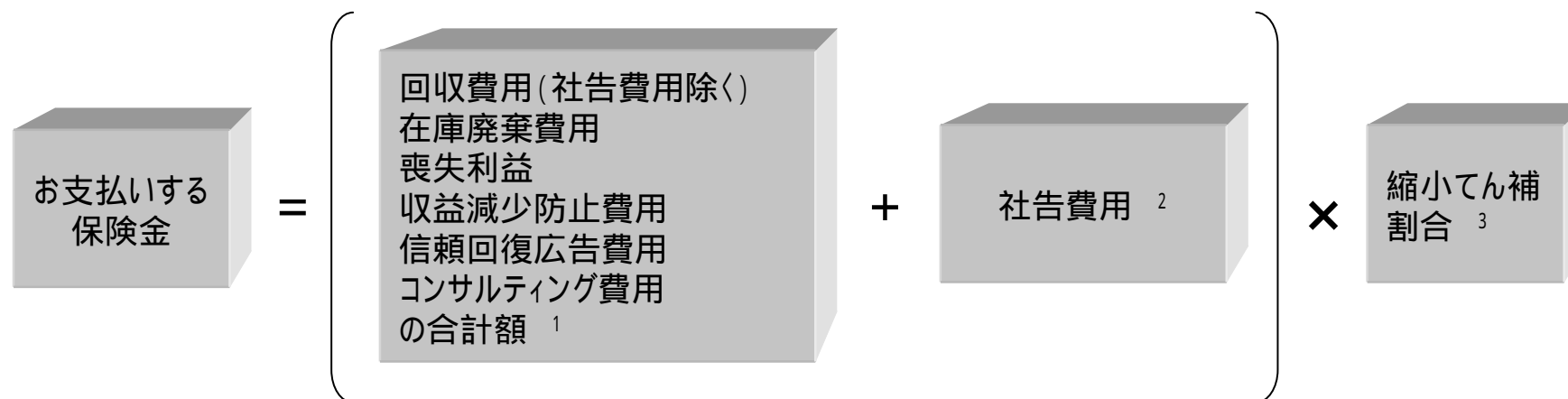
協力費用、初期対応費用、争訟費用、争訟対応費用、
対人見舞費用²・対物臨時費用²、第三者医療費
用²のそれぞれの損害額

2. エコノミープランではお支払いの対象とはなりません。

【ご注意】保険金をお支払いする損害の種類ごとに設定されているお支払限度額内でお支払いします。

食品事故費用利益担保特約条項 保険金のお支払い方法

食品事故費用利益担保特約条項では、以下の算式により計算した保険金をお支払いします。



【ご注意】ご契約いただいた保険金額⁴を限度にお支払いします。

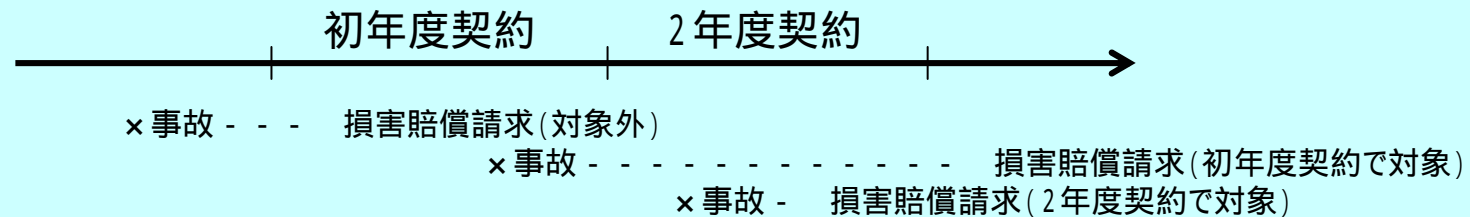
1. 各種費用の合計額がご契約時に設定いただいた自己負担額(免責金額)を超える場合、その超過額(支出した各種費用の合計額から自己負担額(免責金額)を控除した金額)。
2. 社告費用については、100万円を超える場合、その超過額(支出した費用から100万円を控除した金額)。
3. 90%以内でご契約時に設定いただきます。
4. 本特約の保険金額は、総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)で設定する保険金額とは別個に、1事故・保険期間中共通で設定します。
ただし、総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)で設定した保険金額の30%を限度とし、1億円が上限となります。
また、次の費用については以下の金額を限度に、本特約の保険金額の内枠で設定されます。
信頼回復広告費用とコンサルティング費用 ; 1事故につき、合算して本特約の保険金額の30%
在庫廃棄費用 ; 1事故につき、本特約の保険金額の20%

保険期間と保険事故の関係

事故の種類により、保険期間¹と保険事故の関係が異なります。

PL事故(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))

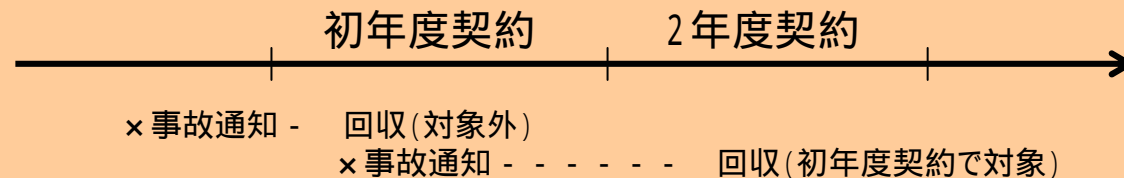
保険期間中に身体障害(財物損壊)が発生した場合²に補償の対象となります。



食品事故(食品事故費用利益担保特約条項)

保険期間中に事故の発生が通知された場合に補償の対象となります。

【ご注意】事故の発生を初年度契約の保険期間の開始時より前に知ったときまたは知ったと合理的に推定されるときには、保険金をお支払いしません。



1. 保険期間は、開始日の午後4時から始まり、終期日の午後4時に終了します。

2. 損害賠償請求ベースとすることも可能です。

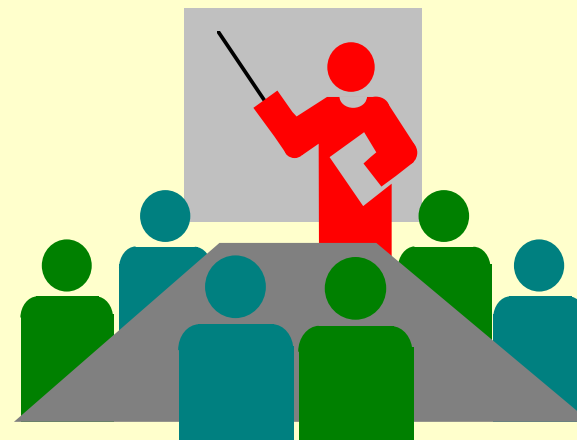
食品事故費用利益担保特約条項 オプション特約

< ご要望に応じ次の特約を付帯することが可能です >

販売店見舞費用担保特約条項

被保険者が食品事故の発生により回収等を行った場合に、回収した対象食品の販売店に対し、被保険者が見舞金を支払うことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

支払われる保険金は、1販売店につき5万円、1事故・保険期間中につき、1,000万円が限度となります。



総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク) お支払いできない主な場合

PL事故(総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク))

- (1) 保険契約者、記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者の故意
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱
- (3) 放射線照射または放射能汚染
- (4) 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物資による場合を除きます。
- (5) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- (6) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質の発ガン性その他の有害な特性による事故
- (7) 契約または合意によって加重された賠償責任
- (8) 故意または重過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した記名被保険者の製造物または法令に違反して行った記名被保険者の作業に起因する事故
- (9) 回収措置を講じるために要した費用について負担する賠償責任
- (10) 次の財物に発生した財物損壊(次の財物が不良品となったことによる損害)。ただし、およびについては、発生した財物損壊のうち記名被保険者の製造物または完成・引渡した記名被保険者の作業(以下「製造物等」といいます。)の性能、効能または機能等に起因する財物損壊に限ります。
 - 製造物等が成分、原材料または部品等として使用されている財物
 - 製造物等によって、または製造物等を用いて製造・生産または加工される財物
 - 製造物等を制御装置として使用している財物により製造・生産または加工されるその他の財物

【ご注意】不良完成品等リスク担保特約条項を付帯いただくことによりお支払いの対象となります。
- (11) 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬または食品等が意図する効能を発揮できなかったことによって発生した身体障害
- (12) 製造物等自体に発生した財物損壊について負担する賠償責任
 - 【ご注意】**ワイドプランではお支払いの対象となります。P.6およびP.8をご参照ください。

食品事故費用利益担保特約条項 お支払いできない主な場合

食品事故(食品事故費用利益担保特約条項)

- (1) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人であるときはその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。)または従業員の故意、悪意または犯罪行為
- (2) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失による法令違反
- (3) 対象食品の商品開発段階での欠陥または瑕疵
- (4) 遺伝子組み換え農産物の使用を原因とする対象食品の回収
- (5) 対象食品の自然の腐敗、変色その他類似の事由。ただし、偶然な事由による場合を除きます。
- (6) 第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)の同種の食品に生じた異物の混入
- (7) 第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)が、指定された保存方法に著しく違反したことにより対象食品に生じた品質の劣化等
- (8) 消費期限または品質保持期限を定めた対象食品につき、同期限経過後に生じた品質の劣化等
- (9) 代替品の回収
- (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒じょう(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態を認められる状態をいいます。)
- (11) 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事由および地震、噴火、洪水または津波により異常な状態が存続している間に生じた事故
- (12) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (13) 牛海綿状脳症(狂牛病)を原因とする一切の回収
- (14) パッケージの誤表記(表示の遺漏を含みます。)等にもとづく回収
- (15) 第三者(記名被保険者の役員・使用人以外の者をいいます。)からの強要金
- (16) 日本国外に存在する製造物を対象とする回収等により負担する損害および国外で行う広告宣伝活動に要した費用

お見積もりにあたって

本保険のお見積もりにあたりましては、次の事項をお聞かせ願います。

総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)

ご希望のプラン： エコノミープラン ワイドプラン

貴社の業務内容

保険料算出の基礎数値： 売上高(千円単位)

【注1】売上高(千円単位)は、直近会計年度における年間売上高となります。

【注2】新規事業の場合で保険料の算出基礎が売上高(千円単位)の場合は、保険期間中の見込売上高が保険料算出の基礎数値となります。この場合、ご契約時には予納保険料をお支払いいただき、保険期間終

了後、保険期間中の確定売上高に基づいた確定保険料を算出し、予納保険料との差額を精算します。

新規事業以外の場合は、直近会計年度における年間売上高(千円単位)を保険料算出の基礎数値としますので、ご契約時に確定保険料をお支払いいただきます。

食品事故費用利益担保特約条項

所定の申告書

対象とする製品のパンフレット

ご契約内容によりましては、上記以外の事項について、お聞かせいただく場合があります。

最後に

本ご案内につき、ご不明な点等ございましたら、下記の取扱代理店までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

本ご案内は、「食品事業者総合保険(食品事故費用利益担保特約条項付 総合賠償責任保険(製造物・完成(引渡)作業リスク)」の概要を記したものです。詳しい内容については、適用される普通保険約款・補償条項および特約条項をご覧ください。

お願い

本保険は一部極めて特殊な危険をカバーする保険となっておりますので、その性格上何らかの誤解を第三者に与え、その結果犯罪を誘発するようなことも考えられます。そのような事態を避けるため、貴社におかれましては、このご案内状の担当部署外への回付は厳禁としていただきますようお願い申し上げます。

< お問い合わせ先 >

(取扱代理店)

〒661-0975

兵庫県尼崎市下坂部4-13-7

株式会社 英貴総合保険事務所

TEL:06-6495-1066 / FAX:06-6491-1029